

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
休むときは、
翌日たる日)

目次

- ◇ 告 示 保険医等の登録（保険課）
 県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）
 遊漁規則の変更の認可（水産課）
 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇ 内水面漁 管委告示
 あゆの採捕の禁止
 平成五年度第五種共同漁業権者に係る増殖目標
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始（管理課）
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（中小企業課）

告 示

鳥取県告示第四百八十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険

薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
吉 岡 宏 記	鳥医第四、七二〇号	平成五年五月十二日
笠 原 清 和	鳥業第八四四号	〃

鳥取県告示第四百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業和奈見地区農業用水排水、区画整理及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年五月三十一日から二十二日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百八十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 漁業権者の名称及び住所

日野川水系漁業協同組合

米子市熊党三二三一一

二 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第三号

三 認可に係る変更の内容

次の表の上欄に掲げる区域内においては、同表の下欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁をさお釣（友釣又は毛針釣に限る。）以外の漁法により行つてはならないこととする。

区 域	期 間
日野郡日南町生山における生山橋上流端から四〇〇メートル下流の日南橋下流端までの区域	六月一日から九月二十五日まで
日野郡日野町黒坂における中央橋上流端から二、四〇〇メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域	
西伯郡岸本町岸本における蚊屋井手第一水門下流端から一、二〇〇メートル下流の同町大殿の建設省水位観測所までの区域	

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成五年六月一日

鳥取県告示第四百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年三月二日 鳥取県指令受米土維第千五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市夜見町字新開七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三

株式会社遠藤不動産

代表取締役 遠藤宗一

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成五年五月二十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
一 千代川水系に係る河川（八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流の区域、八頭郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域及び八頭郡用瀬町大字古用瀬における梅ヶ瀬橋上流端から上流の区域に限る。）	竿釣、投網及び引懸（ゾロ）	平成五年六月一日から同月十三日正午まで
二 千代川水系に係る河川（一に定める区域を除く。）	投網及び引懸（ゾロ）	平成五年六月一日から同月十三日正午まで
三 天神川水系に係る河川	投網	平成五年六月一日から同月十三日正午まで
四 日野川水系に係る河川	投網	平成五年六月一日から同月十三日正午まで

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が、平成五年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

平成五年五月二十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

内 第 五 号 共 同 組 合	内 第 四 号 共 同 組 合	内 第 三 号 共 同 組 合	内 第 二 号 共 同 組 合	内 第 一 号 共 同 組 合	番 号	免 許 漁業権者の名称	漁 場 の 区 域	第五種共同漁業権者							
								増 殖 目 標 量							
								種 苗 の 放 流		の		量			
東郷湖漁業協同組合	湖山池漁業協同組合	日野川水系漁業協同組合	天神川水系漁業協同組合	千代川水系漁業協同組合	あゆ	にじます	いわた	あま	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	しらうお	えびの増	ほら及びせ
東郷池	湖山池	日野川水系に係る河川	天神川水系に係る河川	千代川水系に係る河川	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(キログラム)	(千粒)	(平方メートル)	(平方メートル)	放流(回)
		七五〇	二五〇	七五〇											
		一〇	一〇	一〇											
		六〇	二〇	四〇											
		一〇	一〇	一〇											
二五	六〇	五〇	五	一〇											
六〇	六〇														
一〇〇	七〇														
一〇〇	五〇														
四〇〇	六〇〇														
六〇〇	二、〇〇〇														
六															

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長一〇センチメートル以上のものとする。

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成5年5月28日

鳥取県収用委員会会長 田 中 筈 篤

- 1 期日
平成5年6月7日（月）午後2時30分
- 2 場所
米子市雑町1丁目160 鳥取県西部総合事務所第4会議室
- 3 件名
一般河川日野川水系大川改修工事及び一般国道181号（福市橋）改築
工事に係る収用裁決申請事件

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年6月11日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成 5 年 5 月 28 日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤

○法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

届出者の名称及び住所	有限会社いしかわ 米子市茶町7	有限会社福井園芸 西伯郡岸本町大殿1507-3	ジャスト商事株式会社 島根県益田市蓬田町2236
第二種大規模小売店舗 の名称及び所在地	ホームセンタージュンテンドー岸本店 西伯郡岸本町大殿977-1外	ホームセンタージュンテンドー岸本店 西伯郡岸本町大殿977-1外	ホームセンタージュンテンドー岸本店 西伯郡岸本町大殿977-1外
休業日数	年間8日	年間3日	年間1日
閉店時刻	午後9時	—	午後10時